

学校における主権者教育を推進するための指針 (案)

平成29年3月
徳島県教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 主権者教育の現状と課題	2
1 文部科学省のこれまでの主な対応	
2 本県におけるこれまでの取組	
3 本県における主権者教育の現状と課題	
第2章 主権者教育の指導指針	10
1 主権者教育の推進	
[コラム1] 中央教育審議会答申（平成28年12月21日）に示されている主権者として求められる資質・能力について、教えてください。	
2 主権者教育の効果的な進め方	
[コラム2] アクティブ・ラーニングについて、教えてください。	
[コラム3] 多数決を行う場合、留意することにはどのようなことがありますか。	
[コラム4] 県議会の様子を生徒に見せたいのですが、どうすればよいでしょうか。	
3 主権者教育の指導上の留意点	
[コラム5] 選挙直前の指導として、どのようなことをすればよいでしょうか。	
4 生徒による政治的活動の取扱い	
[コラム6] 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動について、配慮することを教えてください。	
[コラム7] 寄附行為の禁止とは、どのようなものですか。	
第3章 主権者教育の実践	26
1 主権者教育指導計画の作成	
[コラム8] 中央教育審議会答申（平成28年12月21日）において示された高校公民科の「公共」について教えてください。	
2 教科等間・学校段階（小・中・高）間を踏まえた主権者教育	
3 高等学校等における実践	
[コラム9] 模擬選挙を行いたいのですが、どのように行ったらよいでしょうか。	
[コラム10] 小・中学校では、どのような実践が行われていますか。	
[コラム11] より主体的に社会参画させるためには、どのような工夫ができますか。	
学校における指導に関するQ & A	48
参考資料等	52
学校における主権者教育に関する推進協議会 委員一覧	64
引用・参考文献	65

はじめに

教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とされています。この規定を踏まえ、これまで生徒の政治的教養を育む教育（以下、「主権者教育」という。）を行ってきましたが、平成27年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたことに伴い、学校においては主権者教育を一層推進することが求められています。

本県では、平成27年12月に、「とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる『人財』の育成」を基本方針とした「徳島教育大綱」を策定し、時代の潮流を見据えた学びの推進として、将来を担う若者への主権者教育の充実を掲げております。

また、国においては、平成28年12月に、中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」が出され、主権者として求められる資質・能力が示されるとともに、高等学校公民科においては新科目「公共」の設置が提言されました。

このように主権者教育の重要性が高まる中、徳島県教育委員会では、学校における主権者教育を推進するため、学校関係者・有識者等による「学校における主権者教育に関する推進協議会」を設置し、協議を重ね「学校における主権者教育を推進するための指針」を策定しました。

学校における主権者教育は、小学校から発達段階に応じて系統的、計画的に推進する必要がありますが、今回の指針は、有権者あるいは近く有権者となる高校生を主眼に置き、義務教育段階での指導との関連を踏まえながら、高等学校での指導を中心に取りまとめています。

本指針では、本県の主権者教育の課題を「主権者教育を学校全体の取組とする」と「主権者教育においては、体験的・実践的な学びを重視する」の2点に集約し、主権者教育で身に付けさせたい力を示し、効果的な進め方や指導上の留意点、生徒による政治的活動の取扱いについて解説しています。また、主権者教育を推進する上で必要な指導計画の作成上の留意点と指導計画例を示すとともに、実践事例を紹介しています。

各学校においては、本指針を十分に活用し、校長を中心に、主権者教育についての共通理解を学校全体で図りながら、家庭・関係機関等と連携することで主権者教育のより一層の推進をお願いいたします。

最後になりましたが、本指針の策定に当たって御尽力を頂きました「学校における主権者教育に関する推進協議会」の委員の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

徳島県教育委員会

1 文部科学省のこれまでの主な対応

文部科学省は、平成27年6月の公職選挙法改正による選挙権年齢の引き下げ等に対応し、主権者教育に関する高校生向けの副教材等を作成・配布するとともに、新たな通知等を出しました。

① 副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」

○文部科学省は、総務省とともに副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」（以下、「副教材」という。）を作成し、国公私立全ての高等学校、中等教育学校及び特別支援学校高等部の生徒に配布するとともに、活用のための指導資料（以下、「指導資料」という。）を作成し全ての高等学校等に配布しました。

○副教材は、政治の仕組みや意義、選挙の実際についての解説、話合いや討論の手法や、選挙管理委員会等と連携した模擬選挙や模擬議会等の実践的な学習活動の紹介、投票と選挙運動等についてのQ&Aなどで構成されています。

② 通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」

○文部科学省は、平成27年10月に通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（以下、「通知」という。）を出し、主権者教育に関する指導上の留意事項、高等学校等の生徒による政治的活動等について示しました。

○この通知を出したことに伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」を廃止しました。

③ 「主権者教育の推進に関する検討チーム」におけるまとめ

○文部科学省は、平成27年11月に「主権者教育の推進に関する検討チーム」を設置し、主権者教育に係る方策について検討を進め、平成28年3月に中間まとめを公表し、6月に最終まとめを公表しました。

○検討チームでは、主権者教育の目的を、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることとし、主権者教育の基本的な考え方や推進方針を示しました。

2 本県におけるこれまでの取組

徳島県教育委員会では、文部科学省の対応に連動し、次のような取組を行ってきました。

① 主権者教育に関する教員研修会

- 主権者教育への理解を深めることを目的として、平成27年12月8日には小・中学校の管理職、高等学校・特別支援学校の管理職及び主権者教育担当教員を対象に、また、平成28年2月8日には小・中学校の主権者教育担当教員を対象に、教員研修会を実施しました。大学教員による主権者教育の指導の在り方に関する講義、徳島県選挙管理委員会職員による選挙制度の解説、指導主事による通知や副教材の活用に関する講習を行いました。
- さらには、高等学校及び特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）の担当教員を対象に主権者教育における指導力向上を目的とした研修会を、平成28年5月23日、11月30日に実施しました。大学教員や副教材作成協力者による講演と、アクティブラーニングの視点を取り入れたワークショップ等を行いました。

② 選挙スクール・出前講座

- 選挙スクールは、小・中学校においては、これまでも市町村選挙管理委員会と連携し実施してきました。高等学校においては、平成27年度に、徳島県選挙管理委員会、徳島県明るい選挙推進協議会連合会、市町村選挙管理委員会と連携し、公立高等学校5校で選挙スクールを実施し、選挙制度についての講義、模擬投票等を行いました。
- また、主権者意識を高める教育の充実のための出前講座（以下、「出前講座」という。）は、平成28年1月から3月の間に、徳島県選挙管理委員会、市町村選挙管理委員会、大学と連携し、全ての公立の高等学校で実施しました。出前講座では、選挙制度や社会参画の意義についての講義、模擬投票等を行いました。

③ リーフレット「一票でかわる未来!!」

- 生徒が選挙について理解を深め、学校や家庭で活用できるようにリーフレット「一票でかわる未来!!」（以下、「リーフレット」という。）を作成し、平成28年3月に全ての高等学校等の生徒に配布しました。
- リーフレットには、投票の仕組み、選挙運動、選挙に関するQ&A等について掲載しています。

④ 選挙啓発動画優秀作品集

- 徳島県選挙管理委員会、徳島県明るい選挙推進協議会連合会と連携し、県内在住の高校生以上を対象に、「18歳選挙権」をテーマにした選挙啓発のための作品を募集しました。応募のあった作品の中から優秀作品を選び、選挙啓発動画優秀作品集（DVD）を作成し、平成28年4月に全ての小学校、中学校、高等学校及

び特別支援学校に配布しました。

- 作品集には、30秒程度の2作品（「一票でかわる未来」、「かけだせ18歳！」）と、3分程度の作品（「選挙に参加できるって…？」）を収めています。

⑤ 主権者教育に関する調査

○主権者教育の現状と課題を把握するために、第24回参議院議員通常選挙後の平成28年7月から8月にかけて公立の高等学校等53校（分校、定時制課程等もそれぞれ1校と数える。）を対象に調査を実施しました。

○調査は、学校としての意見を収集した「学校用調査」と生徒の意見を収集した「生徒用調査」からなり、「生徒用調査」は、上記の53校に在籍する第3学年以上の生徒を対象として実施しました。

3 本県における主権者教育の現状と課題

主権者教育に関する調査の結果から、高等学校等における主権者教育の現状と課題として、次のようなことがみえてきました。

※主権者教育に関する調査結果については、60ページから63ページに掲載しています。

① 学校用調査からみえてきたこと

<指導内容>

○現状

主権者教育のうち主に選挙に関連する内容（「政治の仕組み」、「選挙の仕組み」、「国の政策」、「国や地域の課題」、「公職選挙法等の法律」、「民主主義の意義」、「選挙や投票の意義」、「政治活動や選挙運動」など）に関して、どのような時間（「公民科の授業」、「公民科以外の授業」、「ホームルーム活動」、「学年集会・全校集会」、「総合的な学習の時間」）で指導したかについて質問した。その結果、指導の時間として最も多かったのは、「政治活動や選挙運動」を除くと、全ての学年（年次）で「公民科の授業」であった。なお、「政治活動や選挙運動」の指導に関しては、第1・2学年（年次）では「学年集会・全校集会」が最も多く、第3学年（年次）以上では「公民科の授業」と「学年集会・全校集会」が同数で最も多かった。

○課題

少子高齢化や過疎化、地方創生など国や地域の課題、民主主義の意義等につながる内容は公民科以外の授業等でも扱っており、これらを主権者教育の枠組みの中で捉え直す必要がある。

<副教材の活用状況>

○現状

副教材の活用状況について、解説編（「有権者になるということ」、「選挙の実際」、「政治の仕組み」、「年代別投票率と政策」、「憲法改正国民投票」）、実践編（「学習活動を通じて考えたいこと」、「話合い、討論の手法」、「模擬選挙」、「模擬請願」、「模擬議会」）、参考編（「投票と選挙運動等についてのQ & A」、「学校における政治的中立の確保」、「調べてみよう」）に分けて質問した。その結果、解説編や参考編に比べて、実践編はあまり活用されていなかった。

○課題

主権者教育では、政治の仕組みや国の政策等に関する知識・理解に重点が置かれていることがみえてきた。

生徒の政治的教養を育むには、現実の具体的な政治的事象を扱うこと、また議論等を通じ、主体的に思考を深めることが重要である。実践編には、生徒に身に付けさせたい資質・能力や、話合いや討論の手法が記載されており、言語活動の充実を図る上でも、実践編を積極的に活用する必要がある。

<出前講座>

○現状

主権者教育を行う上で、出前講座は有効だった（「大変有効だった」と「有効だった」の合計）と回答した学校は100%であった。

○課題

今後とも、学校外部の関係機関、関係者と連携して出前講座を継続することが望まれる。実施に当たっては出前講座を指導計画に位置付けて、他の教育活動との関連を踏まえるとともに、学習活動の目標、指導の流れ等について事前に打合せを行うなど、共通理解を図りながら実施する必要がある。

<主権者教育に関する学校の自己評価>

○現状

主権者教育について、学校の指導は十分であった（「十分であった」と「概ね十分であった」の合計）と回答した学校は73.6%，十分でなかった（「あまり十分でなかった」と「十分でなかった」の合計）と回答した学校は26.4%であった。十分でなかった理由としては、「制度の解説に多くの時間を割かれた」、「政治に参加することの大切さを具体的に説明することが十分ではなかった」、「公民科の授業がない学年では、主権者教育を行う機会が少なか

った」などがあげられた。

○課題

主権者教育の実施に当たっては、学校として指導のねらいを明確にし、入学から卒業までを見通した指導計画に基づいて、学校の教育活動全体を通じて系統的、計画的に指導する必要がある。

② 生徒用調査からみえてきたこと

<政治や選挙に関する興味・関心>

○現状

学校の教育活動によって、国や地方の政治に対する関心は高まった（「高まった」と「少し高まった」の合計）と回答した生徒は65.0%，高まらなかった（「あまり高まらなかった」と「高まらなかった」の合計）と回答した生徒は35.0%であった。

また、平成27年6月以降、政治や選挙について家族や友人と話をする機会が増えた（「増えた」と「少し増えた」の合計）と回答した生徒は61.4%，増えなかった（「あまり増えなかった」と「増えなかった」の合計）と回答した生徒は38.6%であった。

○課題

これらの問い合わせで、政治や選挙への関心が高まったと回答した生徒は6割を上回ったが、平成27年6月の公職選挙法改正以降実施してきた主権者教育の成果が十分上がったとは言い難い。今後とも、学校外部の関係機関、関係者との連携を図り、身の回りの社会問題等を積極的に取り上げるなど、政治がより身近なものと感じられるような取組を一層行う必要がある。

<副教材・リーフレットの活用>

○現状

副教材やリーフレットの活用については、活用した（「活用した」と「少し活用した」の合計）と回答した生徒は副教材が27.6%，リーフレットが25.8%であり、活用しなかった（「あまり活用しなかった」と「活用しなかった」の合計）と回答した生徒は、副教材が72.4%，リーフレットが74.2%であった。

○課題

この問い合わせは、生徒が、副教材やリーフレットを学校の教育活動以外の場面で自主的に活用したかを問うたものであり、活用したと回答した生徒は3割に満たなかった。これは、指導の中で、生徒にそれらの有用性を十分理解さ

せることができなかつたためと考えられる。

副教材やリーフレットには、政治や選挙の仕組み等が分かりやすく解説されており、生徒が自主的に活用して自分で学習できる内容となっている。生徒が常に身近に置いて有効に活用することができるよう、学校での活用回数を増やすとともに、家庭での活用を促す指導の場面を設定するなど工夫する必要がある。

<出前講座>

○現状

政治や選挙を理解する上で、出前講座は役立った（「役立った」と「少し役立った」の合計）と回答した生徒は69.6%，役立たなかつた（「あまり役立たなかつた」と「役立たなかつた」の合計）と回答した生徒は30.4%であった。

○課題

出前講座が役立たなかつたと回答した生徒が約3割もいたという結果は、学校での主権者教育の中で出前講座の位置付けが不明確であり、単なるイベントに終わっている可能性があることを示している。出前講座を指導計画に位置付け、事前に目的や意義を生徒に理解させるとともに、事後に学習内容を振り返らせるなど工夫する必要がある。

<情報を得る手段>

○現状

生徒が、学校の授業等以外で、政治や選挙に関する情報を得る手段として回答したものは、「テレビ」が80.0%と多かったが、「インターネットやSNS」は27.4%，「新聞」は23.6%と少なかつた。

○課題

インターネットやSNSは、身近であるとともに、調べ学習にも有用であるにも関わらず、生徒は、政治や選挙に関する情報を得る手段としてはあまり活用していない。

生徒に、インターネットやSNS、新聞等の特性を理解させ、自ら資料を収集して多面的・多角的に考察できる力を身に付けさせる必要がある。

＜学習したい内容・活動＞

○現状

生徒が、学校の教育活動を通じて学習したい内容として回答したのは、「国や地域の課題」が23.6%であり、「政治の仕組み」の40.0%や「国の政策」の33.2%よりも少なかった。

また、学校で取り入れてほしい活動として、最も多かったのが「調べ学習」、次に多かったのは「話し合い・討論活動」であり、それぞれ35.6%，33.3%であった。

○課題

生徒が社会に主体的に参画し、よりよい社会を創っていこうとする意思をもつためには、政治の仕組みや国の政策に関する知識を習得させるだけではなく、国や地域の現状から課題を見いだし解決しようとする意識をもたせることが大切である。

主権者教育の指導では、現実の具体的な政治的事象や地域の課題を取り上げ、生徒も望む深い学びにつながる調べ学習、話し合いや討論活動などを積極的に取り入れる必要がある。

＜社会参画・投票意思＞

○現状

政治的教養を深めて、主権者としてよりよい社会を創っていこうと考えている（「考えている」と「少し考えている」の合計）と回答した生徒は66.7%であり、考えていない（「あまり考えていない」と「考えていない」の合計）と回答した生徒の33.3%を大きく上回った。

また、次の選挙で投票に行く（「投票に行く」と「たぶん投票に行く」の合計）と回答した生徒は82.3%であった。なお、「投票に行かない」と回答した生徒は6.0%と少ないが、「分からぬ」と回答した生徒は11.7%であった。

○課題

今回の選挙で投票に行くと回答した生徒が8割に達していたのに対し、主権者としてよりよい社会を創っていこうと考えていると回答した生徒は7割に満たなかった。このことは、選挙における投票行動には関心を有するものの、民主主義社会における選挙の意義の理解には至っていない生徒の存在をうかがわせる。生徒自身の生活が政治と密接に関係していることを認識されることにより、政治や選挙に対する興味・関心を高め、選挙の意義を理解させる必要がある。

③

本県の高等学校等における主権者教育の課題

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられて初めての国政選挙である第24回参議院議員通常選挙が平成28年7月10日に実施され、その後、18歳及び19歳の投票率について全数調査による数値が公表されました。本県の18歳の投票率は41.20%（全国平均51.28%）、19歳の投票率は30.70%（全国平均42.30%）、18歳と19歳を合わせた投票率は36.01%（全国平均46.78%）であり、全国と比べると低く、47都道府県中、それぞれ45位、44位、44位という結果でした。なお、抽出調査ですが徳島県全体の投票率も46.98%（全国平均54.70%）と低く46位でした。

徳島県教育委員会では、第24回参議院議員通常選挙の18歳及び19歳の投票率や主権者教育に関する調査結果を踏まえ、本県の高等学校等における課題を次の2点に集約しました。

【課題Ⅰ】主権者教育を学校全体の取組とする（主権者教育指導計画の作成）

- ・指導のねらいを明確にし系統的、計画的な指導を行う
- ・主権者教育の視点から学校の教育活動全体を捉え直す
- ・副教材等の活用や実践的活動を指導計画に位置付ける

【課題Ⅱ】主権者教育においては、体験的・実践的な学びを重視する

- ・現実の具体的な政治的事象や地域の課題を取り上げる
- ・様々な資料を用いて、調べ学習や討論活動などを行う
- ・関係機関等と連携・協力し、実践的な学習活動を行う

本県の高等学校等における主権者教育をより一層推進するためには、生徒の政治や選挙に対する興味・関心を高め、社会への主体的な参画につなげるための指導内容や指導方法を考え、実践することが必要です。

なお、第2章においては、課題を踏まえた実践に必要となる留意点等を記載しています。また、第3章においては、課題への対応等を記載しています。

第2章 主権者教育の指導指針

1 主権者教育の推進

① 主権者教育の充実に向けての考え方

- 学校においては、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。
- このような資質や能力を育むためには、主権者教育で身に付けさせたい力を明確にして、系統的、計画的な指導計画に基づき、副教材やその他の様々な教材を積極的に活用し、学校外部の関係機関、関係者とも連携することが必要です。
- また、新たに学習内容を追加するのではなく、これまで指導してきた学習内容を、主権者教育で身に付けさせたい力と関連させて捉え直し、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう指導方法を改善することも必要です。

② 主権者教育で身に付けさせたい力

- 主権者教育では、国家・社会の基本原理となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成します。

○論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）

自分の意見を述べる際には根拠をもって説明することが重要であることを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを検討し、議論を交わす力

○現代社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力

現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方があることについて理解し、それらの争点を知った上で現実社会の諸課題について公正に判断する力

○現代社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力

お互いに自分の考えや意見を出し合い、他者の考え方や価値観を受け入れたり意見を交換したりしながら、問題の解決に協働して取り組む力

○公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

大きな社会変化を迎える中で、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きること、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していこうとする力



コラム1

中央教育審議会答申（平成28年12月21日）に示されている主権者として求められる資質・能力について、教えてください。

中央教育審議会答申では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして、主権者として求められる資質・能力が示されています。

この中で、主権者として求められる資質・能力を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理しています。

知識・技能

- ・現実社会の諸課題（政治、経済、法など）に関する現状や制度及び概念についての理解
- ・調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能

思考力・判断力・表現力等

- ・現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力

学びに向かう力・人間性等

- ・自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

2

主権者教育の効果的な進め方

主権者教育は、公民科での指導が中心となります。しかし、公民科以外の教科、総合的な学習の時間、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して指導を行うことが大切です。

したがって、副教材や主権者教育に関するその他の様々な教材は、公民科を担当する教員だけが活用するのではなく、全ての教員が活用することが必要です。

①

副教材の活用

副教材は、学習指導要領に基づき学校で教科書等を活用して行われる主権者教育を、より一層充実させることを目的として作成されています。副教材は、解説編、実践編、

参考編の3編から構成されており、各編の内容、留意点については次のとおりです。

解説編

解説編は、公民科を担当する教員だけでなく、ホームルーム活動の時間に全てのホームルーム担任が指導できることを想定して内容が構成されています。政治や選挙の意義や選挙の具体的な仕組みが紹介されており、制度を理解させ、意義を考えさせる上で有効です。

● 留意点

必ずしも全ての項目を指導する必要はなく、学校や生徒の実態に応じて、適宜必要な箇所を選択して活用するようしてください。また、各学校で作成している教科等の指導計画と副教材を照らし合わせながら、指導内容や指導時期を検討することが大切です。

実践編

模擬選挙や模擬議会等の実践的な教育活動はもとより、公民科をはじめとする全ての教科等において「話し合い、討論」を取り入れた学習を進めるため、具体的な課題について、話し合いを通じて自分の意見を正しく述べ、他人の意見に十分耳を傾け、他人の考えを十分尊重するとともに、異なる意見を調整し、合意を形成していくよう話し合いのルールや各種の話し合いの方法を取り上げています。アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善においても参考になります。

● 留意点

実践的な学習活動を行う際には、活動自体が目的となってしまわないように留意するとともに、配慮すべきことを指導資料で確認してください。主体的・対話的で深い学びを常に意識しながら指導を行うという視点が大切です。

参考編

公職選挙法の知識などについてQ&A形式で分かりやすく解説されています。また、参考となるウェブサイト等の情報も紹介されていますので、生徒の自主的な学習を促す資料として活用することもできます。

● 留意点

通常の指導において活用することはもちろんですが、生徒が違法な選挙運動や政治的活動を行うことがないように、実際の選挙の直前においても再度確認させることが大切です。



コラム2

アクティブ・ラーニングについて、教えてください。

子供たちに新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を育むため

には、授業の改善・充実を行うことの一つとして、主体的・対話的で深い学びの実現（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善）が求められています。

子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするため、子どもたちが「どのように学ぶか」という学びの質を重視した改善を図る必要があります。

学びの質を高めていくためには、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、日々の授業を改善していくための視点を共有し、授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要です。

これがアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善ですが、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善にとどまるものではなく、子どもたちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い合わせ直しを目指すものです。

②

副教材以外の様々な教材の活用

徳島県教育委員会では、次の教材を作成しています。

○リーフレット「一票でかわる未来!!」

○高校生向けハンドブック『私がかわる「社会（YONONAKA）」がかわる！私がかえる「社会（YONONAKA）」をかえる！はじめの一歩!!』（以下、「ハンドブック」という。）

○選挙啓発動画優秀作品集（DVD）

リーフレットの活用法

- ・第2学年末、第3学年当初、各種選挙時期、あるいは公民科における選挙制度等の学習に合わせて活用することができます。また、副教材とともに活用し、若者の社会参画を促す授業展開も考えられます。
- ・リーフレットは、次のURL (<http://tk-line.tokushima-ed.ed.jp/TPBE/syukensyal>) からダウンロードすることができます。

ハンドブックの活用法

日本の若者は自己有用感が低く、自分の参加により社会をよりよく変えられると考えている割合も低いといわれています。このことから、主体的に社会の形成に参画しようとする意欲・態度を育成するためハンドブックを作成しました。要所に問い合わせを行い、生徒自身の考え方や他の生徒の考え方等を書き込むことができるよう工夫をしています。

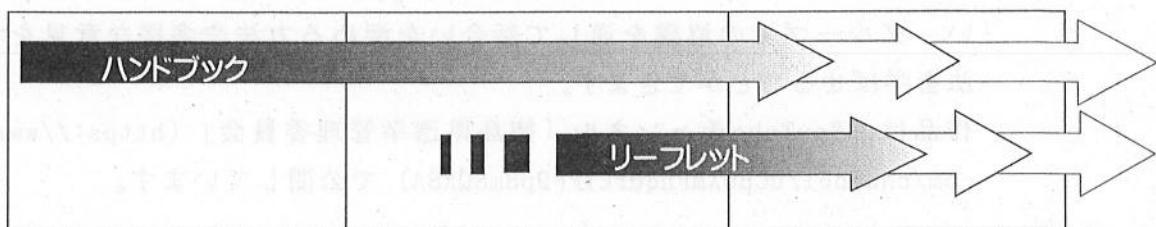
【ハンドブックの構成】

章	内 容
はじめに	自己の将来像と社会（YONONAKA）との関連性に注目させます。
第1章	生徒にとって身近な文化祭の出し物の決定を題材に、合意形成を図る難しさについて確認させます。
第2章	多様な意見が存在することの重要性について確認させます。
第3章	正解が一つに定まらない現実社会の諸課題に対して、自らの考えを表明することの大切さや、社会に参画することの大切さを取り上げます。また、学校での学習によって身に付けられる各教科の見方・考え方を示し、主体的な参画が将来設計や社会の形成につながることへの気付きを促します。
巻末	用語解説を付すとともに、記入欄には、生徒自らが調べてキーワードや説明を記入できるようにしています。

- ・高等学校等の入学当初におけるオリエンテーション（ホームルーム活動）等の際に学校生活全般に向けて意欲を醸成したり、長期休業日明けや年度替わりの時期などの学年集会やホームルーム活動において、自分のこれまでの学校生活とハンドブックに書き込んだ将来像を比較して振り返りを行うなど、新たな気持ちを抱かせたい時期に合わせて活用できます。
- ・正解が一つに定まらない現実社会の諸課題に対しては、議論する過程が重要であることも記載していますので、副教材とともに活用してグループワークを実施することもできます。
- ・記入欄は一度記入したら終わりにするのではなく、生徒の実態に応じて、自己を振り返る手立てとしても活用してください。また、内容によっては直接書き込まずに、付箋を使用して書き込み、学年ごとに見直し・振り返りを行い、卒業時にも学校生活全体を振り返って、将来への決意とともに書き込ませる方法も考えられます。
- ・全ての内容を一度に活用するのではなく、文化祭の出し物を決定する時期に第1章を活用したり、進路選択に関するホームルーム活動等に第3章を活用するなど、指導場面に応じて活用してください。
- ・総合的な学習の時間等で、地域の諸課題をテーマとした学習活動の導入としても活用することができます。

※リーフレット、ハンドブックの活用のイメージ

入学 高1 高2 高3・4 卒業



コラム3

多数決を行う場合、留意することにはどのようなことがありますか。

選挙（単記投票方式）で行われる投票と同じく、ホームルーム活動での物事の決定に際して、手を上げる、投票する等による多数決で決定する事があります。学校生活の中で何気なく行われる多数決については、諸条件や方式により、異なる結果となることがあります。

3つ以上の選択肢から1つを選択する場合、多数決で選ばれたものが、実は一番選びたくないと考える人が多かったものとなることもあります。

例えば、文化祭でやりたい出し物を、ダンス、歌、コントの3つから1つに決める場合に、次のような集計結果になったとします。

この場合、単記投票方式により一番やりたい出し物を問う多数決では、ダンスが第1希望で最も希望の多い出し物として決定されます。

一方、やりたくない出し物を除いていく方式の多数決では、ダンスを第3希望としている者が9名なので、一番に除外されることとなります。

希望 人数	第1希望	第2希望	第3希望
7人	ダンス	歌	コント
5人	コント	歌	ダンス
4人	歌	コント	ダンス

また、オリンピックの開催地決定のように、1回目の投票で過半数に満たない場合に上位2者による決選投票方式を行うとすれば、ダンスとコントとの決選投票でダンスが7票、コントが9票となり、コントに決定することになります。

他にも、1位に3点、2位に2点、3位に1点というように全員の投票結果を点数化して合計する順位得点方式であれば、ダンスが30点、歌が36点、コントが30点となり、歌に決定することとなります。

ハンドブックでは、生徒にとって身近な多数決を扱うことで、「決め方」に関する概念を改めて問い合わせ、選択する行為について考えさせています。

選挙啓発動画優秀作品集の活用法

- ・ホームルーム活動等で視聴して、「この作品の意図・伝えたいことは何だろうか」、「若者の積極的な投票行動を促すには何が必要だろうか」等の發問を行い、グループでの協議を通して話し合いを深める方法や多様な意見を集約する方法を学ばせることができます。
- ・作品は、YouTubeチャンネル「徳島県選挙管理委員会」(<https://www.youtube.com/channel/UCp0XMFnqerE1PF9p8mSQR8A>)で公開しています。

③

学校外部の関係機関、関係者との連携・協働

○副教材の実践編に掲載されている模擬選挙等の事例に関する指導を実施する際には、学校外部の関係機関、関係者と連携・協働することが効果的です。また、学校の教員だけで説明しきれない現実の具体的な政治的事象について専門家から伝えてもらうことは、生徒の政治的教養を育む上で有効です。

ポイント

実践的活動は、実際に指導する教員と学校外部の関係機関、関係者が共通認識の下で実施することが求められます。したがって、学校外部の方々との打合せに当たっては、事前に指導計画を作成しておくことが必要です。また、打合せでは、学習活動の目標、指導の流れ、振り返りのさせ方等を示した上で、学校外部の方々にどのタイミングでどのような関わりをしてもらいたいのかを伝えることが大切です。



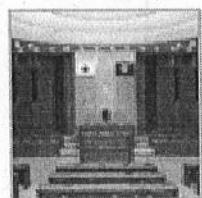
コラム4

県議会の様子を生徒に見せたいのですが、どうすればよいでしょうか。

議会の傍聴

本会議は、傍聴することができます。傍聴は本会議当日、議事堂1階の傍聴受付で、先着順に受け付けています。

また、授業等において見学する場合は、県議会事務局まで問い合わせてください。（電話 088-621-3005）



インターネットでの視聴

・本会議は、生中継の他に、録画配信（過去4年分）をしています。
(<http://www.pref.tokushima.jp/gikai/haishin/>)

3 主権者教育の指導上の留意点

学校には、教育基本法や公職選挙法等の関係法令を遵守し、政治的中立性を確保することが求められるなど、指導上、留意しなければならないことがあります。また、障がいのある生徒を指導する際には、障がいの状態に応じた配慮が必要です。

① 主権者教育を進める上での基本的な留意点

法令上の留意点

○教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とあります。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことができないものです。また、高等学校等における主権者教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意する必要があります。

○教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続きに関する法律第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないよう留意してください。

指導上の留意点

(指導全体において)

○主権者教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施してください。また、教科においては公民科での指導が中心となります。総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行ってください。指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導してください。

○民主主義の意義とともに、政治や選挙についての理解を重視してください。あわせて、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせることが重要です。

○指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行ってください。

(授業展開において)

- 現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難です。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものです。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要です。したがって、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理屈的な議論の過程が重要であることを理解させてください。
- 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考え方や議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要です。その際、特定の見方や考え方偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないように留意してください。補助教材の適切な取扱いに関しては、平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意してください。

(実践的活動において)

- 選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要となる知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導してください。なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意してください。

ポイント

現実の具体的な事象を取り扱う際に補助教材として新聞等を使用する場合は、一紙のみを使用するのではなく、多様な見解を紹介するために複数の新聞等を使用して、比較検討することが求められます。



コラム5

選挙直前の指導として、どのようなことをすればよいでしょうか。

(1) 選挙前の指導

生徒が、気付かないままに選挙違反になるケースも考えられます。そうならないためにも、再度、選挙運動、政治的活動等について指導することが必要です。その際、副教材やリーフレットを活用し、具体的な事例をあげながら指導してください。

また、各候補者や各政党の主張を理解した上で、投票行動に移せるよう、これまでの主権者教育を振り返らせるなどの工夫が考えられます。

(2) 主体的な投票行動に向けた気運醸成

校内の廊下やオープンスペースを活用して複数の新聞、選挙に関する冊子、選挙公報等を展示することで、投票行動に向けた気運を醸成する方法も考えられます。

候補者や政党の政策、主張などについて、話し合ったり議論したりすることにより、現実の具体的な政治的事象への理解を深めることができます。

② 障がいのある生徒に対する指導上の留意点

障がいのある生徒に対する主権者教育の考え方は、基本的に高等学校の主権者教育の考え方と変わりませんが、実際の指導に当たっては、生徒一人一人の障がいの状態に応じて指導内容や指導方法を工夫することが必要です。特に知的障がいのある生徒に対する主権者教育においては、個々の生徒の理解の程度やコミュニケーションを含めた日常生活や社会生活への適応状況、さらに学校、地域等の実態に即して、指導目標や指導内容を具体的に設定する必要があります。

高等学校に準ずる教育課程での指導

指導目標、指導内容については、高等学校の内容に準じて設定してください。指導に当たっては、一人一人の障がいの状態に応じた配慮を行い、生徒が内容を十分理解できるようにすることが最も大切です。

配慮事項

- ・視覚障がい等により情報の取得が困難な場合には、他の感覚を用いて取得できるよう十分な情報提供を行うこと
- ・聴覚障がい等により抽象的な用語の意味の理解が困難な場合には、体験等の手段の工夫により概念形成を図ること
- ・発達障がい等により注意の持続が短い場合には、一回の課題時間を短くして繰り返し課題を行ったり、即時的かつ頻繁に賞賛を与えたりすることで集中力を高めること
- ・様々な学習の中で各種の文字・記号、点字、手話、機器等のコミュニケーション手段を適切に活用する機会を設けることや、他の人に援助を依頼する場面を設定すること
- ・コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を授業に活用することにより、自分自身で情報を取得する方法やその重要性を指導すること

知的障がいの教育課程又は知的障がいを併せ有する重複障がいの教育課程での指導

知的障がいのある生徒は、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくい特性があります。そのために、生徒の卒業後の生活を見据えながら、社会の習慣、生活に關係の深い選挙の仕組み等について生徒の体験を含めた具体的な学習活動を指導計画の中心に据え、学習で得た知識を実践できるようにしていくことが大切です。

配慮事項

- ・実際の生徒会役員選挙を通した体験的・実践的な学習を計画したり、地域の選挙管理委員会から実際の投票箱や記載台を借用して模擬選挙を行ったり、絵や写真等を用いた視覚支援による分かりやすい選挙情報の提供や投票用紙の工夫をしたりするなど、様々な指導上の配慮を通して一人一人の生徒の理解を深めること

障がいのある生徒が利用可能な投票制度

選挙においては、障がいのある人が円滑に投票できるように代理投票や点字投票の制度等が講じられています。こうした投票制度についての周知も必要です。

障がい等に配慮した投票制度

・代理投票

投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度です。投票管理者に申請すると、補助者2名が定められ、その1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が、指示どおりかどうか確認します。

・点字投票

投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、点字での投票もできるようになっています。

・郵便等による不在者投票

名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求します。自宅等自分のいる場所において交付された投票用紙に記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に送付します。

・指定病院等の不在者投票

投票用紙などは、病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。「指定病院等」とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院等です。

③

家庭・地域との連携における留意点

- 取り上げる政治的事象によっては、保護者が現実の利害関係や、特定の政治的立場にいることも想定されます。学校で取り組む実践的活動については、現実の社会について探究しようとする意欲や態度を育み、公民としての資質を養うための指導であり、特定の党派教育を行うことを目的とするものではないことを、必要に応じて保護者に周知したり、当該指導を地域に公開したりすることによって、学校の教育活動を正確に理解してもらうよう配慮することも有効です。
- 保護者や地域の人々の協力を得て実践的な教育活動に取り組む場合は、事前に活動の趣旨を説明することが求められます。

ポイント

ホームページや学校便り等を活用して、学校における主権者教育の取組や実施状況を広報することは、家庭・地域との連携を図る上でも重要です。

4 生徒による政治的活動の取扱い

公職選挙法の改正は、未来の我が国を担っていく若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、高等学校等の生徒の主体的な社会参画が一層期待されています。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされることなどを鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解されます。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、次の事項に十分留意する必要があります。

①

学校の教育活動における生徒の選挙運動や政治的活動

- 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要です。

②

放課後や休日等に学校の構内で行う生徒の選挙運動や政治的活動

○放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要です。

③

放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動

放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、次の点に留意してください。

○放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要です。

○生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められます。

○満18歳以上の生徒が選挙運動ができるようになったことに伴い、高等学校等は、満18歳以上の生徒による選挙運動を尊重することとなります。その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反するがないよう、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知することが必要です。

○放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものです。その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望されます。

ポイント

副教材やリーフレットには、選挙運動ができる年齢、選挙運動でできることやできないことなど、生徒が知っておくべきことが記載されています。生徒が公職選挙法等の法令に違反するがないよう、副教材やリーフレットを活用して、気を付けるべき事項などについて周知徹底することが必要です。

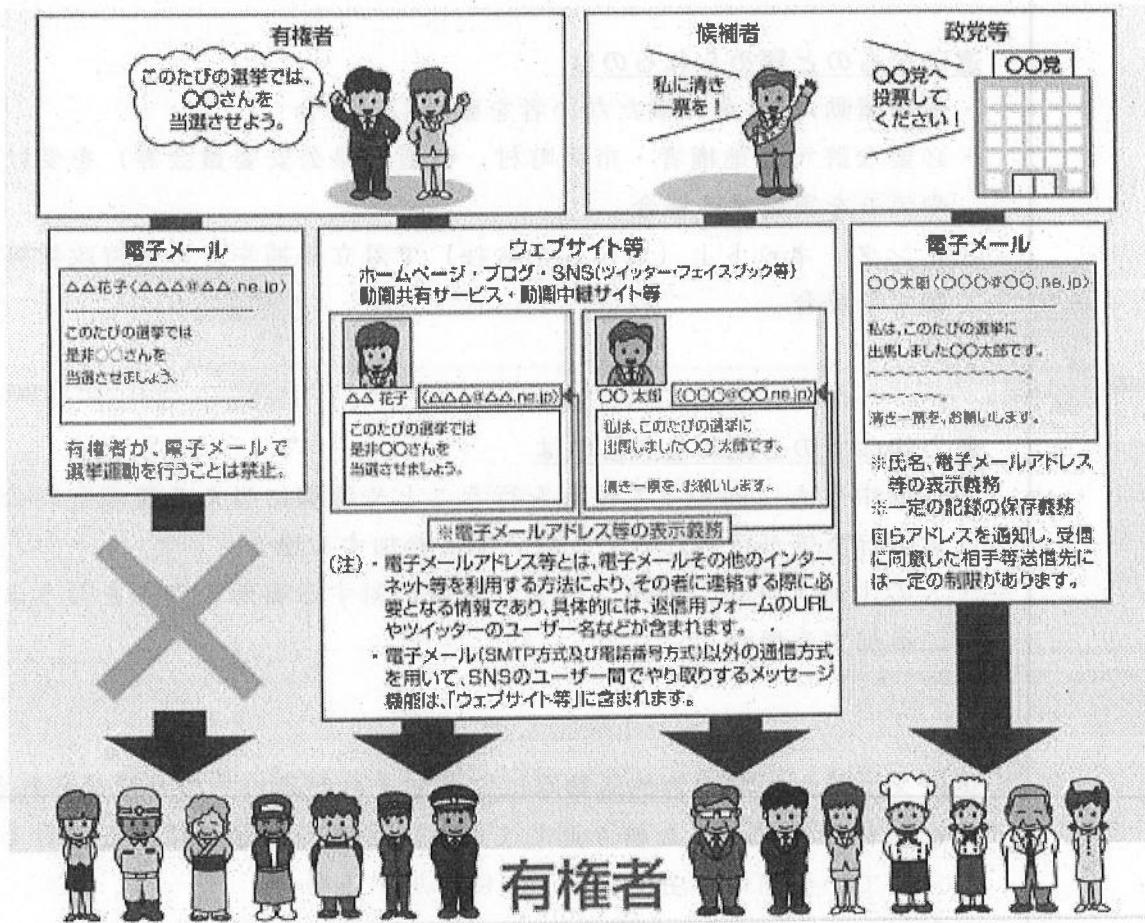


4

インターネットを利用した政治的活動に関する留意点

○インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、主権者教育や生徒による政治的活動等に係る指導を行なうに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意する必要があります。

○選挙運動期間内において、満18歳以上の者であれば、ホームページ、Twitter、Facebook、LINEなどのウェブサイト等を利用した選挙運動を行うことができます。ただし、ウェブサイト等を利用した選挙運動を行う場合、電子メールアドレス等その人に連絡するための情報の表示が義務付けられているほか、電子メールを利用した選挙運動は候補者や政党等のみに限られており、また、候補者や政党等から送られてきた選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送することや、ホームページや電子メール等を印刷して頒布することも禁止されています。



出典：総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.htm)



コラム6

放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動について、配慮することを教えてください。

放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の政治的活動等については、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものです。

しかしながら、生徒を違法な政治的活動等から守るため、どのような場合に、政治的活動が違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められるかについて、生徒に周知することが必要です。また、保護者に対しても、PTA総会や学校便り等を通じて、周知することが必要です。

さらに、生徒や保護者からの相談にも適切に応じる校内の体制を整える必要があります。

違法なものと認められるのは

- ・選挙運動に18歳に満たない者を動員した場合
 - ・必要な許可（地権者・市区町村、都道府県公安委員会等）を受けずに集会やデモを実施する場合
 - ・インターネット上（SNSを含む）で対立候補やその支持政党等を誹謗中傷する場合
- など

暴力的なものと認められるのは

- ・行進中に人に向かって投石を行うことや警備に当たる警察官の公務を妨害する行為等が行われるようなデモに参加する場合
 - ・人の生命、身体、財産、名誉、自由に対する害悪の告知を行うような集会に参加する場合
- など

違法又は暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められるのは

- ・違法な無許可デモを繰り返しており、今後も同様の活動を続けることを宣言している団体の主催するデモに参加する場合
- など